

長泉町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年3月17日規則第5号）

最終改正:令和元年9月26日規則第6号

改正内容:令和元年9月26日規則第6号

---

○長泉町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成16年3月17日規則第5号

改正

平成24年11月22日規則第14号の2

令和元年9月26日規則第6号

長泉町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、長泉町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年長泉町条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

（指定管理者の指定の申請）

第2条 条例第4条の規定により、指定管理者の指定を受けようとする団体は、長泉町公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

（指定管理者選定審査会の設置）

第3条 条例第5条に規定する、長泉町公の施設指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）は、必要に応じて設置するものとする。

2 審査会は、委員長及び委員6人以内で組織する。

3 委員長は副町長をもって充て、委員は町の職員及び公の管理及び運営について見識を有する者のうちから町長が任命又は委嘱する。

4 委員の任期は、審査会に係る審査が終了するまでとする。

（庶務）

第4条 審査会の庶務は、企画財政課において処理する。

（指定の通知）

第5条 町長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、長泉町公の施設の指定管理者指定通知書（様式第2号）により、当該団体に通知するものとする。

（取消し等の通知）

第6条 条例第12条の規定による指定の取り消し等を行う場合は、長泉町公の施設の指定管理者の指定取消・停止通知書（様式第3号）により、指定管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年11月22日規則第14号の2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月26日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。